

特別養護老人ホーム美樹園 運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人南陽会が開設する特別養護老人ホーム美樹園（以下、「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

施設は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (施設の名称及び所在地等)

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム美樹園
- 二 所在地 鹿児島県鹿児島市下福元町1926番地6

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条 (従業者の職種・員数及び職務内容)

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）
施設従事者の管理、業務の実施状況を把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名以上（非常勤）
入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- 三 生活相談員 1名以上（常勤）
入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護職員 27名以上 ※看介護総数
(利用者の数が3又はその単数を増すごとに1以上 常勤換算方)
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- 五 看護職員 3名以上（3名以上常勤、常勤換算）
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- 六 管理栄養士 1名以上（1名以上常勤）
食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1名以上（1名以上常勤）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 介護支援専門員 1名以上（1名以上常勤、生活相談員と兼務）
施設サービス計画の作成等を行う。
- 九 事務職員 4名以上（常勤）
施設の経理、事務等を行う。

第3章 利用定員

第5条（入居者の定員）

施設に入居できる定員は80人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居することはできない。

第4章 設備及び備品等

第6条（居室）

施設は、入居者の居室にベッド・柵・ナースコール等を備品として備えている。

第7条（静養室）

施設は、入居者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を介護職員又は看護職員室に隣接して設けている。

第8条（食堂）

施設は、入居者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、入居者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えている。

第9条（医務室）

施設は、入居者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えている。

第10条（浴室）

施設は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けている。

第11条（洗面所及び便所）

施設は、必要に応じて各所に洗面所や便所を設けている。

第12条（機能訓練室）

施設は、入居者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えている。

第5章 契約及び運営

第13条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

第14条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する介護保険被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

第15条（入退所）

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 施設は、入居者が入院治療を必要とする場合や、入居者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第6章 サービス

第16条（施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当っては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入居者に説明し、同意を得る。
- 5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。

第17条（サービスの取り扱い方針）

施設は、入居者の要介護状態の改善又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等に応じて、入居者本位の適切な処置を行う。

- 2 サービスを提供するに当っては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 施設は、サービスを提供するに当って、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 施設は、サービスを提供するに当っては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 施設は、サービスを提供するに当って、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第18条（介護の内容）

介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、また清拭を行う。
- 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換する。
- 5 施設は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時1人以上の常勤の介護従業者を介護に従事させる。
- 7 施設は、入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

第19条（食事の提供）

食事の提供は、栄養及び入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝食 7 : 1 5 ~ 8 : 3 0

昼食 1 1 : 1 5 ~ 1 3 : 0 0

夕食 1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

(入所者の状況に合わせて提供します。)

第20条 (相談及び援助)

施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

第21条 (社会生活上の便宜の供与等)

施設には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設ける。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

第22条 (機能訓練)

施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施する。

第23条 (健康管理)

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

第24条 (入居者の入院期間中の取り扱い)

施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヵ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

第25条 (利用料及びその他の費用)

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(2項には、指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。)

- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生

じないようにする。

4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

一 食費 1,445円/日

入居者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用を基本とし、施設と入居者との契約により定めることとする。(負担限度額認定を受けている方は、認定証に記載している負担限度額に基づく。)入居者の選定に基づく特別な食費については、一般の食費に対する追加的費用であることを明記した上で利用料を受領することとする。

二 居住費 多床室：855円/日 従来型個室：1,171円/日

入居者が支払う居住費の範囲は、光熱費相当を基本とし施設と入居者との契約により定める。(負担限度額認定を受けている方は、認定証に記載している負担限度額に基づく。)

※ただし、経過措置期間として令和5年4月1日から令和8年3月31日までを料金変更の経過措置期間とし、段階的に料金を変更していくこととする。

三 理美容サービス利用料

要した費用の実費

四 テレビ視聴料

1ヶ月 1,000円(視聴日が月15日を超える場合)

15日未満 500円

五 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められる費用

5 前項の費用の支払いを受ける場合は、入居者又はその家族に対して事前に、サービスの内容及び費用について文書で説明をし、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

第26条(利用料の変更等)

施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

第7章 留意事項

第27条(日課の励行)

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護従業者、介護従業者、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとする。

第28条(面会時間と消灯時間)

面会時間は、原則 8時30分～17時30分までとする。来訪者は、必ずその都度面会簿に記入し職員に届けること。来訪者が宿泊を希望する場合は、事前に必ず許可を得ること。消灯時間は、21時とする。

第29条（喫煙）

喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。

第30条（飲酒）

飲酒は、管理者の承諾を得、施設内の所定の場所及び時間に限る。それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

第31条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、必ず行き先と帰宅時間を前日までに所定の用紙で申し出ること。

第32条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、可能な限り受診すること。

第33条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努める。

第34条（禁止行為）

入居者の、施設内での次の行為を禁止する。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第35条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたときと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

第36条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスに当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第37条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修及び訓練を行い（年2回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。

第38条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第39条（個人情報の保護）

施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 施設が得た入居者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

第40条（秘密の保持）

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、従業者であったものに、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とする。

第41条（虐待防止に関する事項）

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。
 - (2) 上記を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は入所者の家族等による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第42条（身体拘束）

施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。

第43条（業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9章 緊急時、非常時の対応

第44条（緊急時の対応）

従事者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

第45条（事故発生時の対応）

施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとする。

第46条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する立地条件に対応した非常災害対策マニュアル（火災・地震・風水害等）を作成し、従業者及び入居者等に対し周知徹底を図るため、毎月防災及び避難訓練を実施する。（夜間訓練を含む）

第10章 その他

第47条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

第48条（勤務体制等）

施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

第49条（記録の整備）

施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第50条（苦情処理）

施設は、入居者及びその家族等からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者及び家族等からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、鹿児島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、鹿児島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

第51条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第52条（協力医療機関等）

施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

第53条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

第54条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人南陽会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成12年12月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年12月 1日から施行する。
この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。
この規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 5年11月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。